

南九州市告示第 84 号

南九州市職員の資格取得助成金交付要綱を次のように定めた。

令和 8 年 3 月 27 日

南九州市長 塗 木 弘 幸

南九州市職員の資格取得助成金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、職員の自己啓発意欲を喚起し、能力を高めるとともに、市政の発展と市民サービスの向上に寄与することを目的として、資格を取得した職員に対する助成金の支給に関し、必要な事項を定めるものとし、その交付については南九州市補助金等交付規則（平成19年南九州市規則第42号。以下「規則」という。）に定めるほか、この告示に定めるところによる。

(助成対象者)

第 2 条 助成金の交付の対象となる者は、南九州市職員定数条例（平成19年南九州市条例第29号）第 2 条に規定する職員及び一部事務組合等への派遣職員で、別表に定める資格（以下「対象資格」という。）を取得したものとする。ただし、次に掲げる職員を除く。

- (1) 教育委員会の教育公務員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第18条に規定する指導主事その他の職員をいう。）
- (2) 本市以外の地方公共団体等から派遣された職員

(助成対象経費及び助成金の額)

第 3 条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、対象資格の取得のための受験料、登録料及び当該対象資格の取得のために受講した講習等の受講料の合計額とする。ただし、当該対象資格に合格するまでに同一の試験や講習を複数回受験、受講した場合の費用については、最終合格に係るものに限る。

2 助成金の額は、予算の範囲内において、次に掲げる額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 助成対象経費が 3 万円以内の場合 全額
- (2) 助成対象経費が 3 万円を超える場合 助成金の基本額を 3 万円とし、基本額に、助成対象経費の合計額のうち基本額を超えた部分に 3 分の 2 を乗じて得た額を加算して得た額とし、10万円を上限とする。

(適用除外)

第4条 市長は、対象資格の取得が次の各号のいずれかに該当するときは、助成を行わない。

- (1) 助成対象経費が全額公費によるものであるとき。
- (2) 職務上必要な資格として職務命令により命じられた資格を取得したとき。
- (3) 学歴、実務経験年数又は講習会、研修会等の受講のみを要件として付与される資格を取得したとき。
- (4) その他助成金を交付することが適当でない認められるとき。

(交付の申請)

第5条 助成の申請は、会計年度ごとに1人1件までとする。

2 助成金の交付を受けようとする職員は、対象資格の取得に先立ち、予め職員資格取得計画書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

3 助成金の交付を受けようとする職員は、対象資格を取得した日から6月以内に職員資格取得助成金交付申請書(第2号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 対象資格の取得を証する書類の写し
- (2) 対象資格の取得に係る受験料及び登録料並びに講習等受講料の支出を証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付の決定及び額の確定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、規則第4条及び第15条の規定に基づき、助成金の交付の決定及び額の確定を行うものとし、職員資格取得助成金交付決定兼交付確定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第7条 この助成金は、精算払により交付する。

2 規則第17条第1項の補助金等交付請求書は、職員資格取得助成金交付請求書(第4号様式)によるものとする。

(助成金の返還等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した助成金があるときは、規則第18条第1項の規定により当該取消しに係る助成金の返還を求めるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) その他助成することが不適当と認められる事実があったとき。

(職員の職務)

第9条 職員は、この告示による助成金の交付を受けた場合は、取得した資格を

積極的に活用し、職務を遂行しなければならない。

(申請等に係る特例)

第10条 第5条から第7条までの規定に関わらず、市長が別に定めるスマート申請システムにより交付の申請、助成金の交付の決定及び額の確定等、助成金の交付に係る手続を行うことを妨げない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行し、同日以後に取得した対象資格について適用する。

別表（第2条関係）

	資格名	資格種類
1	土木施工管理技士（1級・2級）	国家資格
2	技術士・技術士補	国家資格
3	測量士・測量士補	国家資格
4	計量士	国家資格
5	造園施工管理技士	国家資格
6	樹木医	民間資格
7	建築士（1級・2級）	国家資格
8	木造建築士	国家資格
9	構造設計一級建築士	国家資格
10	建築施工管理技士（1級・2級）	国家資格
11	建築設備士	国家資格
12	建築基準適合判定資格者（建築主事）	国家資格
13	宅地建物取引士	国家資格
14	電気工事士（第1種・第2種）	国家資格
15	電気主任技術者（第3種）	国家資格
16	給水装置工事主任技術者	国家資格
17	下水道技術検定（第1種・第2種）	公的資格
18	簿記検定（1級・2級・3級）	民間資格
19	ITパスポート	国家資格
20	基本情報技術者	国家資格
21	情報処理技術者	国家資格
22	情報セキュリティスペシャリスト	国家資格
23	情報処理安全確保支援士	国家資格
24	税理士（科目合格を含む。）	国家資格
25	土地家屋調査士	国家資格
26	土地区画整理士	国家資格
27	不動産鑑定士	国家資格
28	社会保険労務士	国家資格
29	衛生管理者	国家資格
30	行政書士	国家資格
31	司法書士	国家資格
32	自治体法務検定	民間資格
33	地方公会計検定	民間資格

34	秘書技能検定（1級・準1級・2級）	民間資格
35	ファイナンシャルプランニング技能検定	国家資格
36	防災士	民間資格
37	マイナンバー実務検定	民間資格
38	メンタルヘルスマネジメント検定試験	公的資格
39	臨床心理士	民間資格
40	臨床発達心理士	民間資格
41	社会福祉士	国家資格
42	精神保健福祉士	国家資格
43	介護支援専門員・主任介護支援専門員	公的資格
44	介護福祉士	国家資格
45	手話通訳士	公的資格
46	相談支援専門員	公的資格
47	福祉住環境コーディネーター検定試験	公的資格
48	福祉用具専門相談員	公的資格
49	学芸員	国家資格
50	社会教育主事	国家資格
51	社会教育士	国家資格
52	生涯学習コーディネーター	公的資格
53	陸上特殊無線技士	国家資格
54	一等無人航空機操縦士	国家資格
55	二等無人航空機操縦士	国家資格
56	網猟免許	公的資格
57	わな猟免許	公的資格
58	その他市長が認めた資格	—

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

南九州市長 様

所属
職名
氏名

職員資格取得計画書

- 1 取得資格等の名称
- 2 試験などの主催者名（認定者）
- 3 資格等取得見込年月日 年 月 日
- 4 対象経費見込額 円
- 5 交付申請見込額 円
- 6 対象経費の内訳

年 月 日

南九州市長 様

所属
職名
氏名

職員資格取得助成金交付申請書

資格取得助成金を交付くださるよう、南九州市補助金等交付規則第3条及び南九州市職員の資格取得助成金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 取得資格等の名称
- 2 試験などの主催者名（認定者）
- 3 資格等取得年月日 年 月 日
- 4 対象経費額 円
- 5 交付申請額 円
- 6 対象経費の内訳
- 7 添付書類
 - (1) 対象資格の取得を証する書類の写し
 - (2) 対象資格の取得に係る受験料及び登録料並びに講習等受講料の支出を証する書類
 - (3) その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

南九州市長

職員資格取得助成金交付決定兼交付確定通知書

年 月 日付けで申請のあった資格取得助成金については、南九州市職員の資格取得助成金交付要綱第6条の規定により交付することに決定し、交付額は、交付決定額と同額に確定したので下記のとおり通知します。

記

- | | | | |
|---|----------|---|---|
| 1 | 取得資格等の名称 | | |
| 2 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 3 | 交付確定額 | 金 | 円 |
| 4 | 備考 | | |

南九州市長 様

所属
職名
氏名

職員資格取得助成金交付請求書

次のとおり助成金の交付を請求します。

対象助成金	職員資格取得助成金			
交付確定額	金 円			
交付請求額	金 円			
振込先	金融機関名		支店名	
	種 別	1 普通 2 当座	口座番号	
	フリガナ 口座名義人			